

環境省令第二十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

環境大臣 浅尾慶一郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 別表第三 | | 改 正 後 |
|------|--|----------------------------|
| 一 | <p>金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であつて次に掲げる物</p> <p>一～十一（略）</p> <p>（削る）</p> | （削る） （略） |
| 一 | <p>金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であつて次に掲げる物</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 電気部品又は電子部品であつて次に掲げる物</p> <p>イ 金属のみから成る電子部品</p> <p>ロ プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであつて次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）</p> <p>(1) 別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（PCBを含むものに限る。）を構成部品として含まない物</p> <p>(2) 別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物</p> <p>ハ プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであつて、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予</p> | （削る） （略） B O 一 |

| | | |
|---|---|-----|
| | <p>十二～十六 (略)</p> <p>十七 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十八～二十六 (略)</p> | (略) |
| 二 | <p>(略)</p> <p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次に掲げる繊維のくずであつて、再生利用するために調整されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>ワ ねん糸、ひも、綱若しくはケーブルのぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限る。)であつて次に掲げる物</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>六～十八 (略)</p> | (略) |
| 三 | <p>無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> | (略) |
| 四 | | (略) |

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| | <p>定されたもの</p> <p>十三～十七 (略)</p> <p>十八 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十九～二十七 (略)</p> | (略) |
| 二 | <p>(略)</p> <p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次に掲げる繊維のくずであつて、再生利用するために調整されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>ワ ねん糸、ひも、綱若しくはケーブルのぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限る。)であつて次に掲げる物</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>六～十八 (略)</p> | (略) |
| 三 | <p>無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 使用済みのレンズ付きフィルム(別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。)</p> | <p>三〇</p> <p>B 四〇</p> <p>(略)</p> |
| 四 | | (略) |

| | | | |
|------|---|---------------|-------------------|
| | | 備考 1・2 (略) | |
| 別表第四 | | | |
| 一 | 金属又は金属を含む物であつて次に掲げる物 一〇十四 (略) 十五 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰 (別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。) 十六・十七 (略) 十八 電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであつて次に掲げる物 (別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。) イ〜ア (略) 十九 (略) | A 一一 八一 | (略) (略) (略) |
| 二 | 無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物 一・二 (略) 三 触媒 (一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十三号又は第十四号に掲げる物を除く。) 四〜六 (略) | (略) (略) | (略) (略) |
| 三 | (略) | (略) | (略) |
| 四 | 無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物 一〜四 (略) | (略) | (略) |

| | | | |
|------|--|---------------|-------------------|
| | | 備考 1・2 (略) | |
| 別表第四 | | | |
| 一 | 金属又は金属を含む物であつて次に掲げる物 一〇十四 (略) 十五 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰 (別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。) 十六・十七 (略) 十八 電気部品又は電子部品のくずであつて次に掲げる物 (別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。) イ〜ア (略) 十九 (略) | A 一一 八〇 | (略) (略) (略) |
| 二 | 無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物 一・二 (略) 三 触媒 (一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。) 四〜六 (略) | (略) (略) | (略) (略) |
| 三 | (略) | (略) | (略) |
| 四 | 無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物 一〜四 (略) | (略) | (略) |

| | | | | |
|------------------|--|-----|-----|-----|
| 備考 1・2 (略) | <p>五 次に掲げる物</p> <p>イ 無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十五号に掲げる物を除く。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>六～十 (略)</p> <p>十一 次のいずれかを含む物</p> <p>イ ポリ塩化ジベンゾフラン類</p> <p>ロ ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類</p> <p>十二～十六 (略)</p> | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | |
|------------------|--|-----|-----|-----|
| 備考 1・2 (略) | <p>五 次に掲げる物</p> <p>イ 無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十六号に掲げる物を除く。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>六～十 (略)</p> <p>十一 次のいずれかを含む物</p> <p>イ ポリ塩化ジベンゾフラン類</p> <p>ロ ポリ塩化ジベンゾジオキシン類</p> <p>十二～十六 (略)</p> | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。